

徳島県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

172		整理 番号
羽ノ浦停車場		路線名
同	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内六二番五地先から 同 六四番二地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
七・三〇一一・二	三・九〇四・二	敷地の幅員 (メートル)
一三・四	一三・四	延長 (メートル)